

情個審答申第1号
令和元年(2019年)7月12日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬場 啓



県税の賦課徴収等に関する事務における全項目評価書(案)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて(答申)

令和元年(2019年)7月4日付け税第193号で諮問のあったこのことについては、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第4号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

標記評価書(案)について、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日付け特定個人情報保護評価委員会作成。)の審査の観点に照らし、点検を行ったところ、標記事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、本審議会は、次の事項について意見を述べる。

○ II 特定個人情報ファイルの概要

6. 特定個人情報の保管・消去について

県税システムのデータと国税連携システム(eLTAX)のデータでは、保管期間及びその妥当性が異なることが確認されたため、それぞれの保管期間及びその妥当性を分けて明記すること。